

時事新報

官邊に商賣の思想あらんことを望む
 政府の本意は民衆に干渉す可らず況んや自ら商賣の
 事に手を出し、喉を容れ又は暗に勢力を利用して
 商民の利害を左右するに於てや萬々あるまじきこと
 されども左ればとて一國の政令は其本来の性質に於て
 民衆に影響するもの決して少なからず殊に今日我日本
 國の時勢にては大藏省又は農商務省の如き其政略次第
 にて間接に國民一般の幸不幸たる可きが故に政府
 の官吏又は其筋に在る人々は假令其自身は直に商賣に
 關せざるも其方寸の中は十分に商賣の思想を有する可
 らずとて我輩の宿願されども願ひて事の實際を見れば
 不幸にして我政府の筋は此思想に富むものと云ふ可ら
 ざるが如し其一二の事例を示さん日本銀行は大藏省
 の管轄に係り其役員は取りも直さず政府の筋の人にし
 て銀行の性質如何を吟味すれば株主は人民より成立し
 純然たる民衆に似たれども政府より特別の保護を蒙り
 例へば兌換券の發行を許されざるが如き取りも直さ
 ず無利足の資本を使用するの特権を得たるものにして
 然かも政府より許されたる銀券を發行して之れを其政
 府に納るものにて之を名けて政府が銀行に對するの
 借用金と稱し更に國庫より利子を拂ふと云ふ異常の恩
 典と云ふ可し即ち此特別の保護を註釋すれば政府が日
 本銀行をして特別の利を得せしむるものとて或は語
 を與ふるも云へば日本國民が日本銀行の株主へ特別の金
 を與ふるも云へば日本銀行が斯くまで政府に對し又
 間接に國民に對して特恩を蒙るからには行務も亦自
 ら他の諸銀行に對し其營業の目的とする所、單に自
 家の利益を謀るのみならず常に全國金融の總體を
 察し商賣界の事情を視て以て理財社會に大波瀾な
 らしむるの一義に盡力せざる可らず如何とせば特典
 を蒙るの權利ある者は特許の義務あると當然の道
 運さればなり然るに此日本銀行が創立以來日本國民の
 爲めに何事を行はたりやと尋れば商賣社會の大部分に
 對して割引の事を爲に行ふのみにして他は總て公債證
 書を抵當にして低利の金を貸したるに過ぎず本来高利國
 なる日本に公債證書の價格を維持せんとするには斯る
 貸金法も自ら臨時の一策なる可しと雖も公債證書
 の價格が高ければとて國民は益も利する所なきのみか
 彼の整理公債證書の發したるが爲め七分利付の公債も
 顏色を失ひ七と五と交易して二を失ふたるの姿あ
 りれば之を名けて純損と云はざるを得ず但し此損は利
 足の上の損出しとして一時元金に差響なきが故に所有者
 の弊も左まで甚だしからざれども近來に至りては別
 に元金を失ふて大に損する者あり即ち諸會社の株式
 下落の一事にして會て時事新報(去月十五、十六兩日)にも
 論じたる如く日本銀行が其大資本の勢力を以て低利の
 風を吹起し國中皆その風に靡きて低利の假相を呈し利
 益を得るの難きに困却して漸く新會社の事業に着手し
 其算は大抵皆低利を標準にして株金を減り又會社の
 株式とては都て低利の割合を以て價格を上げたるも
 なるに世間の金利は漸く高利國の本色を現はして資
 金漸く不足を告るに至り漸く株券の價を見れば普通
 の金利に照らして餘り割合も宜しからず且つ新株の向
 きは退々拂込に促がざるの事情もありて漸く諸株式
 の下落を催はし以て今日の體狀に陥りしものとて是れ
 は則ち元金の損口なり

以上二箇條の損は國民の自業自得と云へば法律上に
 斷り可き所なしと雖も日本銀行が直接に日本政府よ
 り、間接に日本國民より特別の保護を蒙り特別の利益
 を得て自から之に關するの義務ありとすれば假令法律
 上に斷り可きも銀行の義務に於て其責は免れられ
 可し當初整理公債證書の發したるときには商賣社會
 も不景氣の爲め相互の信用を失ひ資本金の用法に當
 りの折損されれば或は五分利にては百圓に買ふ者ありし
 んどならんれども此資金の餘るは實に一時的の損に
 して世事漸く定まるときは自然に高利國の本色に復し
 金利漸く高ければ公債證書の價も漸く下落せざるを得
 ず(其實證を見んば試み今日日本銀行が整理公
 債の抵當價格を定るに市價の八割即ち市中買入九十八
 圓のものに對して七十八圓に貸し其價の下落するに從
 以常に市價の八割以上を貸さずして貸金の利子は世間
 普通よりも少く高くするが如きは公債證書に對して一
 切貸金を止む可し其運命忽ち一變して次第に下落
 を催はし殆んど今の諸株券と同様の地位に下る可しと
 我輩の常に推測する所なり然るときは世間一般に低
 利を標準にして會社工業を起す者も少く又舊來の諸
 株式とて非常な騰貴するも亦かりし筈なるに事全
 く反對に出て今日の體狀を呈したるは日本銀行が經
 濟自然の原則に反して金融の道を逆にしたるが故あり
 と云ふの外なし左れば日本銀行は全國理財の安寧を司
 するものにてありながら唯公債證書の價格を維持する
 の一偏に全力を盡して其成敗は民衆に利する所なくし
 て却て之を困難せしめたりと評するも其辨解は易から
 ざる可し畢竟その本を尋れば銀行が常に官與を帯びて
 商賣の思想に乏しく知らず論らず今日に至りしもの
 り強ひて其人を咎む可きにあらずれども士族風の經濟
 論は商賣上の活世界も適用せざる一例として視る可
 きのみならず雖も既に今日に至りて既往を論ずるも事
 に益なれば免れも角もして經濟自然の本色に返らんと
 して扱公明正大の道を云へば文明各國中央銀行の定則
 に従て日本銀行の利子を世間普通の割合よりも高くし
 且公債證書の維持策を廢して自然の時價に任せ假令
 之を抵當に通用せしむるも他の諸株式と同様を觀做し
 公債も諸株式も其下落の極に至らしめて改めて善後
 策を講ずるの一法あり此法正大は則ち正大なれども差
 向き難避する者は諸銀行にして方今銀行の資産を計る
 には所有の整理公債證書を百圓と積りて何十何萬圓と
 唱ふるもとあるも其百圓が忽ち五六十圓と爲るときは
 百萬圓の資産も忽ち其半を失ひ先づ以て閉店の外あ
 る可し一行閉店すれば他も亦ふれに推されて倒れ全國
 の銀行も商人も皆倒れの大變に至る可し日本銀
 行もふれには當惑する可し左れば今日の如く相替らず
 公債證書のみを庇護して世間の金融は如何に切迫する
 らるか、左りとは日本銀行が日本政府即ち日本國民よ
 り受けたる特別の特典に關するの義務を如何せん現
 や今のまゝと捨置くときは多數の不幸を轉じて少數の
 實力者に優待を得せしむるの大波瀾を生ずるに於てを
 や國家の不利のみならず中央銀行たるものも職分に於
 ても相替ざるもたらん人の言を聞くに近日商賣社
 會の體狀は其筋に於ても之を等閑に附せず何れ日本銀
 行の手を以て救済策を行ふ可しとのみとされども其策
 をして俄に經濟の正則に據らしめんとするは至難のみ

となる可し既往の治績を以て今日の變症を現
 はしたるもとすれば其正歸るの道も亦徐々に進ま
 るを得ず唯我輩の祈る所は此徐歩の間に十分の商賣
 の思想を遂ふして理財自然の運動を妨るなきの一
 事あり

手形先取權の再論
 朝野記者は一昨日の時事新報に載せたる手形先取權の
 點を見て更に一段の疑惑を増したりと云へど其疑は
 失張前同様に手形に先取權を附すれば財産を抵當
 に取る者が何時手形所持人の爲めに先取せらるるも
 られずとて不安の思を爲す可しと云ふに在るもの如
 し併し其先取權を及ぼすは振出期限以後に於て抵當
 爲りたる財産のみ在れば今手形仕拂期限を假りに平
 均三箇月と見て抵當を取る人々が前三箇月に於ける
 債主の身元を推知するを得ば先づ以て差支なき筈
 り今日に於ても金を貸す者は大體其相手方の身元を知
 り居るを通過とすれども尙その上にも身代取調會社の如
 きものを設けたらば前三箇月に於ける債主の身元を
 探察するも易く債主の爲めには最も便利にして假令
 へ手形に先取權あるとて社會一般の財産不調産が復た
 抵當と爲るも能はざるやうの不都合はなかる可し然
 るに又朝野記者は身代取調の方法は何れの時、我國に
 行はる可きやを知らずと云へども凡そ人事は必要に
 行はるる者にして我輩の所見にては手形先取權など
 の行はるるに隨ひて身代取調の如きも自然の必要
 に迫られて自から發起するもたらんと思はる我輩は
 我が商業社會に向て其制度を導くに熱心なる者にして
 千年待てども未だ見えずの萬年待てども未だ見えずの
 手形に於ては斷然たるを望まざるものなり然りと雖も
 記者は頗る可なり我輩が手形に先取權を附せんとす
 るは法律面に明文を存して手形に重きを置かんとす
 る迄に止まり實際此權を施行するとはは稀にして(身
 代限りは其數に限りあり又其身代限りに接したる者
 の手形は容易に世間に通用す可きものに非ざれば手形
 先取權は名に於て手形に重きを置き實に於て此權を施
 行するの場合甚だ稀なりと知る可し)然も手形の融通
 はますます盛んなるに至らんものと我輩本來の願望なる
 ことを

翌二十二日の朝當然鬼籍に
 目の主人にして儲金の術に
 術にして能く經營交際社會
 を講じしかば其計利宜しか
 リニアスターが相續する

○水難救濟會の總裁 は今
 せられたる有栖川威仁親王
 此由父君熾仁親王殿下に申
 威仁親王御歸京に付同會副
 殿下へ申上げ御承諾の上は
 重賞の三等に勳章を分ち
 も總裁の意見に依り之を定
 ○行政裁判法及訴訟法 以
 審判委員會に付し審議す
 ○收支命令官 國庫金收支
 務大臣たるを要する由ある
 祥氏へ大臣より此程囑托し
 の小令發布の上は 文部
 へ提出したる由は前號に見
 郡町村に事務委員を設け其
 員學校長を、町村にて町村
 等の順序にして委員を當選
 切の事を負擔する事なるべ
 ○特別郵便 海軍省にては
 と特約を結び内閣其他各官
 毎に配夫が同省へ受取りに
 發送書狀の減少したるに付
 拂ふに比較すれば反て使了
 すべしと目下評議中のよし
 ○鐵道用地收用に關する建
 の臨時會にて決議したる鐵
 兩三日内閣總理大臣へ進
 ○外國軍艦の入港 佛國軍
 二時神戸より、獨逸軍艦チ
 四十分神戸より孰れも横濱
 ○皇族來京に就ての違 英
 妃は來る十五日頃來京の筈
 接待委員より直に警察署若
 もあるを以て其節諸事不都
 筋より其向々へ通達したる
 ○種痘の審査 第三回内閣
 迄に種痘審査を了り一昨日
 りと

○雨量の比較 本年一月以
 總て高まり農作物の成熟に
 する處なるが昨今東京週米
 局に就て取調たる明治九
 量調査比較の結果は左の如
 年次 降雨 降雨の
 日数

廿三年	二〇六	九
廿二年	一六三	四
廿一年	一四九	一
二十年	一七〇	七
十九年	一七五	二
十八年	一五二	一
十七年	一五三	五
十六年	一六三	五
十五年	一六二	一

○西貢米相場 香港より一
 に據れば目下西貢米の相場
 にて其需用者や減じたり

○大藏省告示第二十號
 大藏大臣伯耆方正
 明治廿三年
 四月廿三日

○逓信省告示第七十二號
 名第四七號
 右ハ愛知縣名古屋市長矢野町郵便貯金預所へ下渡書
 今般紛失セラル旨届出タリ依テ該印章ハ自今無効ト
 明治廿三年
 四月十一日
 逓信大臣伯耆後藤象二郎

○二億佛の金満家死す 米國經營の金満家社會にて
 はハンヤースヒルトと兄たり難く弟たり難く交際社會に
 ては首座を占むるアスター家の主人ハヨーン・ワッ
 アスター氏は過般旅行感胃ノ罹リ一時は餘程悩みしも
 醫藥其効を奏して快方に向日々活躍に働き居たりし
 に去る二月二十一日の朝不調氣分悪くなりて急症心臓
 病を起し六十七歳を一期とし二億佛の財産を遺して

○西貢米相場 香港より一
 に據れば目下西貢米の相場
 にて其需用者や減じたり